

## ■横浜市磯子スポーツセンター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内容	回答
1	公募要項	P6 2(4)管理口座	管理口座について、「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がございますが、弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計の透明性の観点から磯子スポーツセンターでは、「1施設当たり1口座を原則」とします。ただし、やむを得ない事情などにより、どうしても1施設1口座設けることが難しい場合は、区と指定管理者との協議により決定することとします。
2	業務の基準	P9 第2 1(9)スポーツ教室の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	基本開館時間内に実施する場合は、「業務の基準」9ページ、第2の1(9)に示すスポーツ教室等として実施可能です。
3	業務の基準	P19 第3 3(3)備品台帳	指定管理者制度における実務手引き、P29「(2) 消耗品の管理」に、「取得価格(消費税込・付随費用を含む。)が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。備品・消耗品の取得価格の基準があればお示しください。	「物品の価格」は、当該物品を取得するために支払った金額に、送料、取付費、設置費等の付随費用及び消費税相当額を含めた取得価格とします。なお、分類等に疑義が生じた場合は、区と指定管理者との協議により決定することとします。
4	公募要項	P16 5(4)応募手続きについて	(4)応募手続きについて 市では押印廃止を推進されていますが、提出書類のうち、押印が必要な書類は様式2-2共同事業体の結成に関する申請書のみでよろしいでしょうか。	提出書類において押印が必要なものは、様式2-2「共同事業体の結成に関する申請書」のみです。
5	公募要項	P16 5(4)応募手続きについて	用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外はA4サイズに統一してください。とございますが、縦横の指定なし・提案書はA3サイズを使用しても良いという認識でよろしいでしょうか。	提案書については、A4縦で作成をお願いします。
6	公募要項	P16 5(4)応募手続きについて	財産目録の提出について、当社は1974年の商法改正に伴い、財産目録を作成しておらず、提出することができません。この場合、理由書を作成の上、提出不要の理解でよろしいでしょうか。	財産目録を法人として備えていない会社等にあつては、提出不要です。その場合、理由書を提出してください。
7	公募要項	P3 4(4) イ指定管理料	※1 長寿命化工事の実施による当該駐車場の休止に伴う補填経費を含むとあるが、休止期間と補填された経費額をご教示ください。	長寿命化工事の実施による当該駐車場の休止に伴う補填経費は、1,358,650円(消費税及び地方消費税を含む。)、休止期間は、令和5年9月25日～令和6年3月14日です。
8	公募要項	P4 4(4) オ 維持管理運営事業費用	「それ以上の修繕費の取扱いについては区と指定管理者の協議により定める」とあるが、実績としてはどのようなものがあるか具体的な事例をお示しください。 ・「設備や施設の機能向上に係る改修」の実績及び具体例をご教示ください。 ・現指定期間における各年度の修繕実績及び金額をご教示ください。	現指定期間(令和4年度から令和7年度)においては、第四期公募要項24ページ、5(5)「維持管理運営費用」に規定する「それ以上の修繕費の取扱い」に該当する実績及び「設備や施設の機能向上に係る改修」の実績はありません。 また、現指定期間における各年度の修繕実績及び金額については、「横浜市磯子スポーツセンター修繕履歴(令和3年度から令和7年度)※金額を追加公表しました」並びに指定管理者が提出した各年度事業報告書をご参照ください。

## ■横浜市磯子スポーツセンター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内 容	回 答
9	公募要項	P13 5(3) 審査及び選定の手続について	ア 審査方法 プレゼンテーションについて、以下、実施方法等をご教示ください。 ・説明資料の投影可否 ・投影機材(PC、プロジェクタ、スクリーン)の持込み可否 ・資料配布可否 ・発表時間 ・質疑時間	面接審査時のプレゼンテーション及び質疑応答の時間については、応募団体に後日連絡します。また、説明資料の投影は可能です。投影機材(プロジェクタ、スクリーン)については、区役所所有の機材を準備します。なお、パソコン及びHDMI以外の接続ケーブルについては、応募団体において御用意ください。投影は提案書の原本の内容に限ります。また、面接審査当日における新たな資料の配布はできません。
10	公募要項	P3 4(4) イ指定管理料	○参考3 指定管理料の想定額 区が定める本施設の指定管理料(指定期間総額)の想定額は、269,420 千円です。とございますが、「想定額」なのでこれを超える金額で提案しても問題ないでしょうか。 併せまして、年度ごとの提案額が一定でなくとも問題はございませんでしょうか	指定管理料算出の考え方については、公募要項3ページ、4(4)イに示すとおりです。指定管理料は、会計年度ごとに、横浜市の予算の範囲内で区と指定管理者が協議の上、決定します。「想定額」は、市が想定している予算規模としてお考えください。なお、公募要項14ページ、5(3)エ 評価基準項目の5(4)「指定管理料の額」において、「指定管理料の設定は、区が想定した金額以下となっているか。」としていますので、併せてご確認ください。 また、年度ごとの提案額については、各年度で一定額である必要はありません。
11	公募要項	P3 4(4) ウ施設運営収入	ウ施設運営収入 現指定期間中、利用料金の改定の有無と改定がされていた場合は時期・改定額についてご教示ください。	令和5年6月9日より、第一体育室の半面利用料金について、料金を新設しています。第一体育室(半面)の空調利用料金は、半面利用の場合、以下の設定になります。 ・A～F(各2時間):600円 ・1日:3,000円 ・早朝:450円 ・深夜:600円
12	公募要項	P11 4(6)ウ (ナ) その他市政への協力	(ナ) その他市政への協力 現時点で指定管理者が協力することが決定している具体的な内容、時期についてご教示ください。	現時点では、指定管理者が協力する内容について、具体的に決定している事項や見直しの予定はありません。
13	公募要項	P16 5(4) ケ財産目録の提出について	財産目録の提出について、当社は1974年の商法改正に伴い、財産目録を作成しておらず、提出することができません。この場合、理由書を作成の上、提出不要の理解でよろしいでしょうか。	受付番号6の回答のとおりです。

## ■横浜市磯子スポーツセンター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内容	回答
14	公募要項	P4 4(4) オ.維持管理運営事業費用	オ.維持管理運営事業費用 建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等については、1件あたり100万円(消費税別)を上限として指定管理者の負担で行うこととし、各年度300万円(消費税別)以上の額を修繕費として、指定管理料に含めて提案することとします。とございますが、100万円以上の修繕について、実績としてはどのようなものがあるか。具体的な事例と金額をお示ください。 また、現指定管理期間の「設備や施設の機能向上に係る改修」がございましたら、具体的な内容と金額をご教示ください。 上記と併せて、現指定期間における各年度の修繕実績及び金額をお示ください。	現指定管理期間における各年度の修繕実績及び金額については、「横浜市磯子スポーツセンター修繕履歴(令和3年度から令和7年度)※金額を追加・公表しました」並びに指定管理者が提出した各年度事業報告書をご参照ください。 また、現指定管理期間(令和4年度から令和7年度)においては、「設備や施設の機能向上に係る改修」の実績はありません。
15	公募要項	P7 4(6) イ(ウ)第三者評価の実施	イ(ウ)第三者評価の実施 現時点で想定されている評価機関をご教示ください。 また、「受審に伴う費用は指定管理者の負担となり、20万円(消費税別)となります。」とありますが、収支予算上、2年目又は3年目に本費用を計上するという認識でよろしいでしょうか。	予算計上時期については、ご認識のとおりです。 第三者評価機関については、市ホームページ「第三者評価制度について」( <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/daisanshahyoka.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/daisanshahyoka.html</a> )をご確認ください。 なお、対象年度において、評価機関が変更となる可能性があります。
16	公募要項	P11 4(6) ウ(ト)ネーミングライツの導入	(ト)ネーミングライツの導入 名称板等の設置に係る費用は、原則、スポンサーが負担することとします。とありますが、パンフレットやHP改修にかかる費用もスポンサー負担という認識でよろしいでしょうか。	広報物の作成及びホームページの改修については、指定管理者が行うものと想定しています。なお、切替えの時期や費用等については、区と指定管理者との協議により決定することとします。
17	業務の基準	P3 第2 1(3)利用形態	(3)利用形態 表内、貸切利用の優先利用で開催されている大会、イベントの開催実績について、現指定期間の実績を各年度毎お示ください。(開催日・開催内容・利用団体)	磯子区役所において、下記のとおり資料の閲覧日を設けます。 閲覧を希望される団体は、本日以降、磯子区役所地域振興課までご連絡ください。 1 閲覧期間 令和8年6月18日、19日、22日、23日のいずれか1日
18	業務の基準	P5 第2 1(6)利用料金	(6)利用料金 「市全体で見直しを図る場合には、理解・協力すること」とありますが、次期指定期間において、現時点で本施設の料金の改定は予定されていますでしょうか。改定が予定されている場合、実施予定年度及び改定予定金額についてご教示いただけますでしょうか。	現時点では見直しの予定はありません。
19	業務の基準	P12 第2 1(15)市及び区の行事への協力	(15)市及び区の行事への協力 現指定期間で実施された「市及び区の主催又は共催する行事」について、指定管理者が開催協力した事業の実績(開催時期・内容・参加人数・指定管理者が協力した業務内容)についてお示ください。	現指定期間においては、市及び区が主催又は共催する行事に関し、公募要項等に定める範囲を超えて指定管理者へ協力を依頼した事業はありません。

## ■横浜市磯子スポーツセンター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内 容	回 答
20	公募要項	P5 4(4) キ 賃金水準の変動への対応	キ 賃金水準の変動への対応 提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます(以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。)。なお、本施設については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。とございますが、提案時から指定管理開始までに賃金が上昇した分の補填もあるという認識でよろしいでしょうか。 また、現指定期間における賃金水準スライドによる指定管理料への反映額をお示しください。	「指定管理者制度における実務手引き」のとおり、次期指定期間の1年目においても、10～11月頃に、市が物価及び賃金水準の変動率を基に指定管理料の見直し額を算出し、指定管理者との協議、所定の予算手続等を経て、当年度及び翌年度の指定管理料を変更します。また、現指定期間における賃金水準スライドによる指定管理料への反映額は資料1をご参照ください。
21	公募要項	P5 4(4) ク 物価変動への対応	ク 物価変動への対応 「物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます」とございますが、現指定期間における物価変動による指定管理料への反映額をお示しください。	資料1をご参照ください。
22	業務の基準	P19 第3 3(3)備品台帳	(3) 備品台帳 I種(区の備品)、II種(指定管理者の所有する備品)の分類ごとの備品管理台帳の開示をお願いいたします。	I種備品は、資料2、II種備品は資料3をご確認ください。
23	業務の基準	P11 第2 1(13) 広告業務	(13) 広告業務 現指定期間で実施している広告業務があれば具体的な内容をご教示ください。	現指定管理者の独自情報に該当するため、お示しできません。
24	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度収支決算書の開示をお願いいたします。</li> <li>令和7年度の教室ごとの稼働率と利用者数をお示しください。</li> <li>教室ごとの利用者数と収入実績をお示しください。</li> </ul>	令和7年度の事業報告書(収支決算書を含む)につきましては、資料4をご確認ください。なお、各教室の稼働率、利用者数及び収入実績については、資料5にてご確認ください。また、各教室の利用料金以外の収入実績については、現指定管理者の独自情報に該当するため、お示しできません。
25	その他		<p>区ホームページに公開されている現指定期間「令和6年度の年間事業報告書」収支決算書の内、以下内容についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式15「個人利用料収入」の内訳について、トレーニング室利用料、体育室の個人利用料のそれぞれの金額をご教示ください。</li> <li>様式16「使用料・賃借料」の「リース料」についての金額と内訳をご教示ください。</li> <li>様式16「委託料」の記載の項目についての金額と内訳をご教示ください。</li> </ul>	項目の内訳につきましては、現指定管理者が作成した令和6年度事業報告書をご参照ください。なお、個別の金額については、現指定管理者の独自情報に該当するため、お示しできません。

## ■横浜市磯子スポーツセンター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内 容	回 答
26	その他		区ホームページに公開されている現指定期間「令和6年度の年間事業報告書」 収支決算書の内、以下内容についてご教示ください。 ・様式16「使用料・賃借料」に記載されている教室施設利用料の内容をご教示 ください。 ・また仮に教室実施の際の施設利用料の場合、利用料金収入の中に同額が 含まれているという理解でよろしいでしょうか。	項目の内訳につきましては、現指定管理者が作成した令和6年度事業報告書 をご参照ください。なお、個別の金額については、現指定管理者の独自情報に該 当するため、お示しできません。 また、教室施設利用料については、利用料金収入の中に同額が含まれていると の認識で差し支えありません。
27	その他		区ホームページに公開されている現指定期間の収支決算書の内、ヘルスプロ モーション事業の項目で派遣指導、出前教室参加料と記載がありますが、以下 をお示しください。 ・開催日 ・実施場所 ・参加人数 ・それぞれの項目の売上及び支出 ・連携団体名	現指定管理者が作成した各年度事業報告書及び資料6をご参照ください。な お、それぞれの項目の売上及び支出等の一部内容については現指定管理者の 独自情報に該当するため、お示しできません。
28	その他		区のホームページで公開されている現指定期間の収支決算書について、「そ の他(収入・支出)」に磯子区スポーツ協会賛助会費、自主事業消費税等と記載 がございますが、それぞれの項目の内訳をお示しください。  また様式15「その他」に記載されている過年度未収金とは、具体的にどのような 収入かご教示ください。 仮に過年度未収金で複数の項目がある場合、それぞれの金額についてご教示 ください。	内訳は各年度以下の通りです。 ○令和4年度 ・施設利用料:1,496円 ・教室未払金辞退者(コロナのため)の雑収入計上:367,214円 ○令和5年度 ・施設利用料:5,400円 ○令和6年度 ・施設利用料:1,400円 ・キャッシュレス決済負担金:163,588円
29	その他		区ホームページに公開されている現指定期間「令和6年度の年間事業報告書」 収支決算書の内、以下内容についてご教示ください。 ・様式16「消耗品費」に、事務・衛生用品・教室使用消耗品と記載がございま すが、それぞれの金額についてご教示ください。	消耗品の内容は以下のとおりです。 ・事務用品:コピー用紙、印刷機インク代、筆記用具 等 ・衛生用品:トイレットペーパー、アルコール消毒液、ゴミ袋 等 ・教室用品:卓球ボール、バドミントンシャトル等 なお、個別の金額については、現指定管理者の独自情報に該当するため、お示 しできません。
30	業務の基準	P11 第2 1(14)ア 急病等への対応	ア 急病等への対応 AEDは、市の備品という認識でよろしいでしょうか。	AEDにつきましては、市の備品ではございませんので、指定管理者様にてご用 意ください。